

## ○武器等製造法第四条但し書について

〔昭和三十四年四月十四日 三四重局第四一六号〕  
〔通商産業局長あて 通商産業省重工業局長〕

武器等製造法（昭和二十八年法律第一四五号。以下「法」という。）  
第四条但し書のうち、武器等製造法施行規則（昭和二十八年通商産  
業省令第四十三号。以下「規則」という。）第四条で定める軽微な修  
理または、改造については、現在その許可は、通商産業局長に移譲  
されているが、法施行当時と異なり、修理需要については、米軍特  
需は激減して防衛庁の発注が大部分を占める実情である。従つて、  
発注の時期、数量等に関する見とおしをつけることがある程度容易  
となつたことも考慮し、今後法の円滑かつ迅速な運用を期するため、  
下記の場合には、本通達により処理されたい。

ただし、当分の間問題がある場合には、その都度早急に連絡をと  
り、法の運用に遺憾ないようお願いする。

### 記

規則第四条に定める武器たる部品の交換を伴わない軽微な修理ま  
たは改造については、航空機とう載武器の場合を除き、従来その都  
度、法第四条但し書に定める許可を行つていたが、艦艇とう載武器  
におけるごとく、同一武器の年間における修理または改造の数量ま  
たは金額があらかじめ確実に把握しうる場合においても、包括的に

法第四条但し書の許可をなしうるものとし、その期間は原則として  
1年以内とする。

なお、軽微な修理または、改造の包括許可を行つた場合において  
も、契約の都度、その届出を通商産業大臣に提出せしめるものとす  
る。